

■報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成26年9月24日に議会の議決を受けた「農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る3月23日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成26年度 農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 榑山町 地内
契 約 金 額	108,183,600円 （内消費税及び地方消費税 8,013,600円）
変更契約金額	110,865,459円 （内消費税及び地方消費税 8,212,256円）
増 減 額	2,681,859円 （内消費税及び地方消費税 198,656円）
工 期	平成26年9月25日から平成27年3月30日
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
外構工事	建物の改修による外観、内装、設備等の美観、利用時の快適性などが向上するが、併せて駐車場利用時の利便性についても向上の必要性があるため、当初予定していなかった駐車場劣化対策として、雨水排水に支障をきたしていた個所等のアスファルト舗装の表層改修及び駐車区画線の引直し工事を追加した。	1,098,222 円
左官工事	管理棟、ホール棟の床、天井、建具、設備などを改修、更新したことに伴い、施設の内装に著しい違和感が生じたため、入館者の利用のより一層の快適性を考慮し、当初予定していなかった美観を目的とした壁の吹付、塗装工事を追加した。	1,029,297 円
塗装工事		554,340 円